

移住支援金の 支給対象法人を 募集します！



山口県PR本部長
ちよるる

「移住支援金」とは…
 ◇東京23区（在住者又は通勤者）から山口県内に移住し、
 山口県に登録された法人に新規就業した方に移住支援金
 （最大100万円）を支給する制度です。
 ※18歳未満一人につき最大30万円の加算あり

詳しくは裏面をご覧ください ➔

お問合せ・申請先

【制度に関すること】

山口県労働政策課雇用・労働企画班
山口市滝町1-1

TEL 083-933-3254

FAX 083-933-3229

E-MAIL a15900@pref.yamaguchi.lg.jp



【マッチングサイトに関する事・申請先】

山口しごとセンター
山口市小郡令和1-1-1
KDDI維新ホール 3F
TEL 083-976-1145
FAX 083-972-3880
E-MAIL ijushien@joby.jp



東京圏からやまぐちへ!移住就業支援事業の概要

東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から、山口県内に移住し、対象の法人に就業した本人に移住支援金を支給する制度です。

この制度をご活用いただき、人材確保につなげていただければと考えています。

対象法人の要件 以下の全てを満たす法人が対象となります。

- (1) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
- (2) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと
- (3) みなし大企業でないこと（ただし、上記（2）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）
- (4) 本店所在地が東京圏※1のうち条件不利地域※2以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業主であること
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- (8) 「やまぐち維新プラン」で設定している19の維新プロジェクトと62の重点施策推進に資する法人であること

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※2 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

対象求人の要件 以下の要件を満たす求人が対象となります。

- 週20時間以上の無期雇用契約の求人
- 勤務地が山口県内にあること

移住支援金の対象者の主な要件 以下の全てに該当する方が対象となります。

【移住元】

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと、かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤していたこと。

【移住先】※山口県が移住支援事業の詳細を公表した後の移住者

- ・支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること
- ・申請後5年以上継続して移住先市町に居住する意思があること

やまぐち
移住就業
マッチングサイト



【就業】

「やまぐち移住就業マッチングサイト」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、新規就業された方 ※申請時に連続して3ヶ月以上在職している必要があります。

【支給金額】

2人以上の世帯の場合…100万円（※18歳未満一人につき最大30万円の加算あり）
単身世帯の場合…60万円

対象法人の登録申請書

- ・山口県労働政策課「移住支援金の支給対象法人を募集します！」
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/koyou/ijyu-hojinboshuu.html>)

